

令和 7 年

上尾市議会 6 月定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 57 号	令和 7 年度上尾市一般会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
議案第 58 号	令和 7 年度上尾市水道事業会計補正予算（第 1 号）……	別冊
議案第 59 号	令和 7 年度上尾市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
議案第 60 号	上尾市立養護老人ホーム恵和園条例の一部を改正す る条例の制定について……………	1
議案第 61 号	上尾市雨水排水流出抑制施設の設置の基準に関する 条例の制定について……………	2
議案第 62 号	上尾市都市公園条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	4
議案第 63 号	財産の取得について……………	8
議案第 64 号	損害賠償の額を定め、和解することについて……………	10
議案第 65 号	専決処分の承認を求めることについて……………	11
議案第 66 号	専決処分の承認を求めることについて……………	15
議案第 67 号	専決処分の承認を求めることについて……………	17
議案第 68 号	固定資産評価員の選任について……………	25
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求 めることについて……………	26

議案第 60 号

上尾市立養護老人ホーム恵和園条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市立養護老人ホーム恵和園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市立養護老人ホーム恵和園条例の一部を改正する条例

上尾市立養護老人ホーム恵和園条例（平成 17 年上尾市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条「次に掲げる」を「老人福祉法第 11 条第 1 項第 1 号の規定による入所の措置に係る者の養護に関する」に改め、同条各号を削る。

第 3 条第 2 項を削る。

第 5 条第 1 号中「並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 3 条及び第 7 章の規定」を削り、同条第 4 号中「第 11 条」を「第 9 条」に改める。

第 6 条及び第 7 条を削り、第 8 条を第 6 条とする。

第 9 条中「及び老人デイサービス事業の利用者」を削り、「入所者等」を「入所者」に改め、同条を第 7 条とする。

第 10 条第 1 項中「入所者等」を「入所者」に改め、同条を第 8 条とする。

第 11 条中「第 2 条各号に掲げる事業」を「第 2 条に定める事業」に改め、同条第 2 号中「第 8 条」を「第 6 条」に改め、同条を第 9 条とする。

第 12 条を削り、第 13 条を第 10 条とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

上尾市立養護老人ホーム恵和園における老人デイサービス事業を廃止したいので、この案を提出する。

議案第 6 1 号

上尾市雨水排水流出抑制施設の設置の基準に関する条例の制定について

上尾市雨水排水流出抑制施設の設置の基準に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市雨水排水流出抑制施設の設置の基準に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、雨水流出量を増加させるおそれのある行為に対する必要な規制を行うことにより、浸水被害の発生及び拡大を防止するため、開発区域における雨水排水流出抑制施設の設置の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水流出量 地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。
- (2) 雨水排水流出抑制施設 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の発生及び拡大の防止を目的とするものをいう。
- (3) 開発区域 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 4 条第 1 3 項に規定する開発区域をいう。
- (4) 開発行為 都市計画法第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為をいう。

(雨水排水流出抑制施設の設置)

第 3 条 開発区域の面積が 0 . 0 5 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満の開発行為をしようとする者は、雨水排水流出抑制施設の容量が 1 ヘクタール当たり 5 0 0 立方メートルの雨水排水流出抑制施設を設置するものとする。ただし、規則で定める開発行為及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 第 3 条の規定は、この条例の施行の日以後に申請される開発行為の許可について適用し、同日前に申請された開発行為の許可については、なお従前の例による。

提案理由

開発区域における雨水排水流出抑制施設の設置の基準に関し、必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

議案第 6 2 号

上尾市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市都市公園条例の一部を改正する条例
題名を次のように改める。

上尾市立公園条例

第 1 条中「都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号。以下「法」という。）
及び法に基づく命令に定めるもののほか、」を削り、「都市公園の」を「市
立公園の」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

（定義）

第 1 条の 2 この条例において「市立公園」とは、都市公園（都市公園法
（昭和 3 1 年法律第 7 9 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定す
る都市公園をいう。以下同じ。）及び都市公園以外の公園又は緑地（当該
公園又は緑地に設ける公園施設に準ずる施設を含む。）で、市が設置し、
又は管理するものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法にお
いて使用する用語の例による。

（市立公園の名称等）

第 1 条の 3 市立公園の名称及び所在地は、規則で定める。

2 市長は、市立公園を設置し、その区域を変更し、又は市立公園を廃止す
るときは、当該市立公園の名称、所在地、区域その他必要と認める事項を
告示するものとする。

第 3 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項中「都市公園」を「市立公園」に改める。

第 5 条各号列記以外の部分中「都市公園」を「市立公園」に改め、同条第
1 号中「都市公園施設」を「公園施設」に改め、同条第 9 号中「都市公園」
を「市立公園」に改める。

第 6 条中「都市公園」を「市立公園」に改める。

第 9 条の見出しを「（市長以外の者の公園施設の設置管理等）」に改め、
同条第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。

市長以外の者が市立公園に公園施設を設け、又は管理しようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

第9条第1項第1号ケ中「都市公園」を「市立公園」に改め、同条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

市立公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占用物件」という。）を設けて市立公園を占用しようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

第9条第2項第1号カ中「都市公園」を「市立公園」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 許可を受けた事項を変更しようとする場合

- ア 既に受けた許可年月日及び許可番号
- イ 変更事項及び理由
- ウ その他市長が指示する事項

第9条に次の4項を加える。

- 3 法第5条第2項、第3項及び第4項の規定は市長以外の者が市立公園に公園施設を設け、又は管理する場合について、法第6条第4項及び第7条の規定は市立公園に占用物件を設けて市立公園を占用する場合について、それぞれ準用する。
- 4 市長は、第1項又は第2項の許可（次項及び第13条第3号において「設置許可等」という。）に市立公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。
- 5 設置許可等を受けた者（次項において「設置許可者等」という。）は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは市立公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは市立公園の占用を廃止したときは、直ちに市立公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが適当でないときは、この限りでない。
- 6 市長は、設置許可者等に対して、前項の規定による原状の回復（以下この項及び第11条第1項において「原状回復」という。）又は原状回復をすることが適当でない場合の措置について必要な指示をすることができる。

第 10 条及び第 11 条中「都市公園」を「市立公園」に改める。

第 12 条中「法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項、」を削り、「又は第 7 条第 2 項」を「、第 7 条第 2 項又は第 9 条第 1 項若しくは第 2 項」に改める。

第 13 条第 1 号中「第 5 条第 1 項又は法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項」を「第 9 条第 1 項又は第 2 項」に、「都市公園」を「市立公園」に改め、同条第 2 号中「都市公園」を「市立公園」に改め、同条第 3 号中「法第 10 条第 1 項の規定により都市公園」を「設置許可等の期間が満了し、市立公園」に改め、同条第 5 号中「都市公園」を「市立公園」に改める。

第 14 条第 2 項中「法第 5 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「法第 6 条第 1 項又は第 3 項」を「第 9 条第 2 項」に改める。

第 16 条の 2 第 1 号中「都市公園」を「市立公園」に改める。

第 16 条の 3 を削る。

第 18 条から第 20 条まで、第 20 条の 6 第 1 号及び第 22 条第 3 号中「都市公園」を「市立公園」に改める。

別表第 1 中「（第 2 条の 4 関係）」を「（第 2 条の 5 関係）」に改める。

別表第 4 中「法第 5 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の上尾市立公園条例（以下「新条例」という。）第 9 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される公園施設の設置又は管理の許可について適用し、施行日前に申請された公園施設の設置又は管理の許可については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 9 条第 2 項の規定は、施行日以後に申請される占用許可について適用し、施行日前に申請された占用許可については、なお従前の例による。

提案理由

市が設置し、又は管理する都市公園以外の公園を公の施設として位置付けたいので、この案を提出する。

議案第 6 3 号

財産の取得について

下記のとおり土地を取得することについて、議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 土地の所在・地番、地目及び地積 別紙のとおり
- 2 取得の目的 上平中学校拡張用用地の購入
- 3 取得の方法 随意契約
- 4 取得価格 3 1 7 , 9 9 3 , 1 4 2 円
- 5 契約の相手方 ○○○○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

提案理由

上平中学校拡張用用地を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

別紙

土地の所在・地番		地目	地積 (㎡)
上尾市大字菅谷字西南通	8 8 番 1	畑	9 5 2
	8 8 番 4	雑種地	8 7
	9 0 番 1	畑	9 5 9
	9 1 番 1	畑	9 5 8
	9 3 番 1	畑	3 8 4
	9 3 番 2	畑	4 7 9
	9 3 番 3	雑種地	1 5 6
	9 4 番 1	畑	9 5 8
	9 5 番 1	畑	9 5 8
	9 6 番 1	畑	9 5 8
	9 7 番 1	畑	9 5 5
	1 1 2 番 1	畑	9 7 5
	1 1 3 番 1	畑	1 0 2 2
	1 1 4 番 1	山林	3 6 4
	1 1 4 番 2	山林	1 4 0
	1 1 4 番 3	山林	1 8 6
	1 1 5 番地	宅地	1 1 9 0 . 0 8
	1 1 6 番地	山林	8 1 3
	1 1 7 番地	畑	5 3 5
	1 1 8 番 1	畑	2 2 2
	1 1 8 番 2	畑	4 8 9
	1 1 9 番 1	畑	9 7 8
	1 2 0 番 1	畑	5 4 2
購入する土地の合計地積		1 5 , 2 6 0 . 0 8 ㎡ (2 3 筆)	

議案第 6 4 号

損害賠償の額を定め、和解することについて

下記のとおり公用自動車による人身事故及び物損事故の損害賠償の額を定め、和解することについて、議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

1 相手方住所 ○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○

2 事故の概要 令和 6 年 1 0 月 2 5 日、さいたま市見沼区大字丸ヶ崎 9
6 2 番地 1 地先路上において、市職員が、前方を注視する
ことを怠ったため、道路交差点の信号により停車中の相手
方の車両に追突し、当該車両の運転手を負傷させ、及び当
該車両を損傷させたもの

3 和解の要旨 市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金とし
て 1 2 1 万 7 , 3 3 4 円を支払う。市及び相手方は、本件
事故に関し、そのほかには一切の債権債務がないことを確
認する。

提案理由

公用自動車による人身事故及び物損事故の損害賠償の額を定め、和解し
たいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、
この案を提出する。

議案第 6 5 号

専決処分の承認を求めることについて

上尾市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、緊急に上尾市税条例を改正する必要が生じ、同日上尾市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

下記の事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

上尾市長 畠 山 稔

記

上尾市税条例の一部を改正する条例

上尾市税条例（昭和 3 0 年上尾市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 8 2 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0 . 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が 4 . 0 キロワット以下のもの 年額 2 , 0 0 0 円

第 8 9 条第 2 項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 8 2 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 9 0 条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 9 5 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 9 5 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第 10 条の 2 第 1 項中「令和 6 年 4 月 1 日」を「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和 6 年法律第 41 号）の施行の日」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 4 月 1 日」を「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行の日」に改め、同条第 22 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改め、同条第 23 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改め、同条第 24 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改め、同条第 25 項中「附則第 15 条第 41 項各号」を「附則第 15 条第 40 項各号」に改め、同条第 26 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に、「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改め、同条第 27 項及び第 28 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 10 条の 3 中第 16 項を第 17 項とし、第 15 項を第 16 項とし、第 14 項の次に次の 1 項を加える。

15 市長は、法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 15 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 17 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

附則第 12 条の 2 中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）」に、「令和 3 年改正法」を「令和 6 年改正法」に、「附則第 14 条第 1 項」を「附則第 21 条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改める。

附則第 16 条の 3 中「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」を「第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」に改める。

附則第 16 条の 6 中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第

4号)」を「令和6年改正法」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の上尾市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

3 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

4 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 66 号

専決処分の承認を求めることについて

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 119 号）が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、緊急に上尾市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同日上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

下記の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により、専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

上尾市長 畠 山 稔

記

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険税条例（昭和 30 年上尾市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の上尾市国民健康保険税条例第 19 条第 1 項の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 6 7 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年度上尾市一般会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

定額減税補足給付金の給付に必要な準備を早期に進めるため、その経費を計上した令和 7 年度上尾市一般会計補正予算（第 1 号）を緊急に編成する必要が生じ、令和 7 年 5 月 7 日専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

令和7年度上尾市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年5月7日

上 尾 市 長 島 山 稔

令和7年度上尾市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83,617千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88,503,617千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		18,459,378	83,617	18,542,995
	2 国庫補助金	2,593,089	83,617	2,676,706
歳 入	合 計	88,420,000	83,617	88,503,617

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		45,576,775	83,617	45,660,392
	1 社会福祉費	17,921,980	83,617	18,005,597
歳 出	合 計	88,420,000	83,617	88,503,617

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	18,459,378	83,617	18,542,995
歳入合計	88,420,000	83,617	88,503,617

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 国県支出金	定 財 源		一 般 財 源
					地 方 債	そ の 他	
3 民生費	45,576,775	83,617	45,660,392	83,617	0	0	0
歳出合計	88,420,000	83,617	88,503,617	83,617	0	0	0

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金					単位：千円	
目	補正前の額	補正額	計	節 分		明 補正額 (累計)
				区	金 額	
1 総務費国庫補助金	506,363	83,617	589,980	1総務管理費補助金	83,617	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 補助率 定額
計	2,593,089	83,617	2,676,706			

3 歳 出

単位：千円

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費									
目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節・説明 区分	補正額 (累計)	事業概要	補正額 (累計)	
		特定財源		一般財源					
		国庫支出金	地方債						その他
1 社会福祉総務費	83,617	83,617	0	0	3職員手当等 時間外勤務手当	1,000 1,000 (47,561)	(福祉総務課) ○物価高騰緊急支援給付金給付事業	83,617 (83,617) 1,000 (1,000)	
	(9,257,662)	国庫支出金 83,617			10需用費 消耗品費	73 30 (1,079)	3職員手当等	73 (73)	
	(9,341,279)				印刷製本費	43 (1,350)	10需用費	73 (73)	
					11役務費 通信運搬費	6,656 6,656 (7,906)	11役務費	6,656 (6,656)	
					12委託料 定額減税補足給付金給付事務委託料	75,888 75,888 (75,888)	12委託料	75,888 (75,888)	
計	83,617 (17,921,980) (18,005,597)	83,617	0	0					

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当		
補 正 後	(1,496) 1,373	1,535,383	5,651,863	4,594,214	11,781,460 14,779,369	
補 正 前	(1,496) 1,373	1,535,383	5,651,863	4,593,214	11,780,460 14,778,369	
比 較	(0) 0	0	0	1,000	1,000	

()内は、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外書き

単位：千円

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当
職 員 手 当 の 内 訳	補 正 後	150,484	401,920	94,890	84,399	25,076	777,707	2,744	126,060	2,930,934
	補 正 前	150,484	401,920	94,890	84,399	25,076	776,707	2,744	126,060	2,930,934
	比 較	0	0	0	0	0	1,000	0	0	0

会計年度任用職員以外

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			合 計	備 考
		給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	(42) 1,373	5,456,695	4,033,164	9,489,859	12,131,530	
補 正 前	(42) 1,373	5,456,695	4,032,164	9,488,859	12,130,530	
比 較	(0) 0	0	1,000	1,000	1,000	

()内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員で外書き

単位：千円

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当
職 員 手 当 の 内 訳	補 正 後	150,484	388,295	94,890	81,368	25,076	777,707	2,744	126,060	2,386,540
	補 正 前	150,484	388,295	94,890	81,368	25,076	776,707	2,744	126,060	2,386,540
	比 較	0	0	0	0	0	1,000	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細							単位：千円	
区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考			
職員手当	1,000	1.	制度改正に伴う増減分					
		2.	その他の増減分	1,000				

議案第 6 8 号

固定資産評価員の選任について

上尾市固定資産評価員に下記の者を選任することについて、同意を求める。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

山 田 昇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

固定資産評価員森泉洋二から令和 7 年 6 月 3 0 日限りで固定資産評価員を辞職する旨の申出を受けたため、後任として行政経営部資産税課長の職にある山田昇を選任することについて同意を得たいので、地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

上尾市長 畠 山 稔
記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

藤 井 裕 美

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

人権擁護委員村田眞司氏の退任のため、後任の人権擁護委員の候補者として藤井裕美氏を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

